

○防衛省告示第百八十五号
 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第六条第一項及び第二項の規定に基づき、対象防衛関係施設及び当該対象防衛関係施設の区域並びに当該対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定し、令和三年八月十六日から施行する。ただし、第四十一号から第五十五号までに掲げる対象防衛関係施設に係る部分は、同年九月五日から施行する。

令和三年八月六日

防衛大臣 岸 信夫

一 陸上自衛隊真駒内駐屯地

| | | |
|---------------------|-----------|---|
| 対象防衛関係施設の所在地 | 北海道札幌市南 | 真駒内十七番地 |
| 対象防衛関係施設の区域 | 北海道札幌市南 | 真駒内（次の図面に示す部分に限る。） |
| 対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域 | 北海道札幌市豊平区 | 中の島（次の図面に示す部分に限る。）、中の島一丁目十三丁目及び十四丁目並びに平岸一条二十一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から二十三丁目まで |
| | 北海道札幌市南 | 石山（次の図面に示す部分に限る。）、石山東一丁目から四丁目まで（いづれも次の図面に示す部分に限る。）から四丁目まで、澄川二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び澄川三丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び澄川四丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び澄川五丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び澄川六丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び澄川七丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び澄川八丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び澄川九丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び澄川十丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び澄川十一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び澄川十二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び澄川十三丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び澄川十四丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び澄川十五丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び澄川十六丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び澄川十七丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び澄川十八丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び澄川十九丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び澄川二十丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び澄川二十一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び澄川二十二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び澄川二十三丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び澄川二十四丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び澄川二十五丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び澄川二十六丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び澄川二十七丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び澄川二十八丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び澄川二十九丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び澄川三十丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び澄川三十一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び澄川三十二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び澄川三十三丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び澄川三十四丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び澄川三十五丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び澄川三十六丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び澄川三十七丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び澄川三十八丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び澄川三十九丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び澄川四十丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び澄川四十一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び澄川四十二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び澄川四十三丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び澄川四十四丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び澄川四十五丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び澄川四十六丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び澄川四十七丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び澄川四十八丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び澄川四十九丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び澄川五十丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び澄川五十一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び澄川五十二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び澄川五十三丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び澄川五十四丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び澄川五十五丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び澄川五十六丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び澄川五十七丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び澄川五十八丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び澄川五十九丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び澄川六十丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び澄川六十一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び澄川六十二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び澄川六十三丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び澄川六十四丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び澄川六十五丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び澄川六十六丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び澄川六十七丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び澄川六十八丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び澄川六十九丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び澄川七十丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び澄川七十一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び澄川七十二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び澄川七十三丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び澄川七十四丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び澄川七十五丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び澄川七十六丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び澄川七十七丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び澄川七十八丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び澄川七十九丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び澄川八十丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び澄川八十一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び澄川八十二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び澄川八十三丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び澄川八十四丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び澄川八十五丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び澄川八十六丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び澄川八十七丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び澄川八十八丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び澄川八十九丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び澄川九十丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び澄川九十一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び澄川九十二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び澄川九十三丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び澄川九十四丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び澄川九十五丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び澄川九十六丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び澄川九十七丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び澄川九十八丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び澄川九十九丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び澄川百丁目（次の図面に示す部分に限る。） |

備考
 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
 三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

陸上自衛隊東千歳駐屯地

| | | |
|---------------------|--------|-------------------|
| 対象防衛関係施設の所在地 | 北海道千歳市 | 祝梅千十六番地 |
| 対象防衛関係施設の区域 | 北海道千歳市 | 祝梅（次の図面に示す部分に限る。） |
| 対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域 | 北海道千歳市 | 祝梅（次の図面に示す部分に限る。） |

備考
 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。

二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
 三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三 陸上自衛隊青森駐屯地

| | | |
|---------------------|--------|---|
| 対象防衛関係施設の所在地 | 青森県青森市 | 大字浪館字近野四十五番地 |
| 対象防衛関係施設の区域 | 青森県青森市 | 大字三内、大字浪館及び大字安田（いづれも次の図面に示す部分に限る。） |
| 対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域 | 青森県青森市 | 里見二丁目、浪館前田二丁目及び三丁目（いづれも次の図面に示す部分に限る。）、大字三内、大字浪館並びに大字安田（いづれも次の図面に示す部分に限る。） |

備考
 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
 三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

四 陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地

| | | |
|---------------------|-------------------------------|--|
| 対象防衛関係施設の所在地 | 茨城県土浦市 | 右柳二千四百十番地 |
| 対象防衛関係施設の区域 | 茨城県稲敷郡阿見町 | 大字阿見（次の図面に示す部分に限る。） |
| 対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域 | 茨城県土浦市 茨城県稲敷郡阿見町 茨城県土浦市 | 右柳（次の図面に示す部分に限る。） うづら野二丁目及び三丁目、大字阿見並びに大字荒川本郷（いづれも次の図面に示す部分に限る。） 鳥山四丁目及び五丁目、摩利山新田並びに右柳（いづれも次の図面に示す部分に限る。） |

備考
 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
 三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

五 陸上自衛隊北宇都宮駐屯地

| | | |
|---------------------|---------|------------------------------------|
| 対象防衛関係施設の所在地 | 栃木県宇都宮市 | 上横田町千三百六十番地 |
| 対象防衛関係施設の区域 | 栃木県宇都宮市 | 上横田町千三百六十番地 |
| 対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域 | 栃木県宇都宮市 | 江曾島町、上横田町及び台新田町（いづれも次の図面に示す部分に限る。） |